



平成29年9月29日（金）

【照会先】

愛知労働局総務部総務課

課長 塩谷 欽一

人事計画官 寺部 重宏

（電話）052-972-0264

報道関係者 各位

非違行為者に対する懲戒処分について

愛知労働局（局長 木暮 康二）は、愛知労働局労働基準部労災補償課における以下の非違行為を理由に、非違行為者に対し、国家公務員法に基づく懲戒処分を行いましたので、概要をお知らせします。

1 概要

労災補償課の職員は、平成28年11月頃、勤務時間外に庁舎外において、知人との雑談の中で、自らが業務上知った特定の個人に係る労災請求があったという守秘すべき事実及び内容を口頭にて漏らし、情報漏えいを発生させたものである。

かかる行為を惹起したことは、国家公務員として秘密を守る義務に違反し、官職の信用を傷つけるとともに、国民全体の奉仕者としてふさわしくない行為に該当するものである。

2 処分年月日

平成29年9月29日

3 被処分者の所属及び処分量定

所 属 愛知労働局労働基準部労災補償課

処分量定 減給1月（1／10）

4 再発防止策

平成29年3月3日に労働基準監督署長・公共職業安定所長合同会議（労働局主要官職も出席）を開催し、管理者に対して再発防止の徹底について指導した。

平成29年3月24日に新任署長・副署長管理者研修を開催し、倫理関係の講義の中で、本件事例を説明し、管理者として再発防止を徹底するよう指示した。